

今回も元気な活動を大追跡！
田中やすのりおっかけ新聞

田中やすのり 区議会レポート

www.tanaka-yasunori.jp

2018年3月発行

Vol.33

議会！
トピック

2017
12/21^他
ON LIVE

先進事例の視察に赴き 海外視察団を受入れる

環七地下貯留施設/杉並区他

危機管理対策調査特別委員会での視察や 地域の三園福祉園での意見交換を行う

行政が進める施策は時代とともに、高度化し、複雑化が進んでいます。既存の仕組みだけでは解決ができない問題が板橋区内でも生じているのが現状です。私たち議会人は、行政の適正な運営を進めていくためにも、行政職員と渡り合えるくらいの高度で専門的な見識が必要とされます。そのため、行政施策の先進地に赴き、その展開を直接目にする事は、議会活動に必要・有益です。すぐにでも板橋区に取り入れていきたい豊中市のCSWの取り組みも視察しました。板橋の空き家問題や徘徊者の迷惑問題などに応用活用していきたいと思っています。



1



2



3



4

①危機管理特別委員会の視察にて環七の地下にある雨水貯留施設を訪問。都が進めるゲリラ豪雨対策への本気度を肌で感じる。区と都の対策との役割分担が大切になります

②アラブ首長国連邦の幸福省担当相が板橋4小を訪問し、道徳の授業と給食の準備についての視察に立ち会う。海外では生徒が給食の配膳や準備をすることはなく、日本人特有の協調性や道徳感について、意見交換を行った

③中央図書館改築を控える板橋。知の拠点としての図書館を中心とする複合施設「みんなの森」を視察。豊中市のCSWの話も伺う

④三園福祉園は重度心身障がい者が通所しており、利用者ごとに適した給食を提供。給食を試食する



Itabashi
Dreams
come true

あつたらいいな！できたらいいな！を実現
～きめ細やかに地域の要望に耳を傾けていきます～

上赤塚公園内



志村消防団第9分団の格納庫が移設
関係各社の尽力に心から感謝致します

成増駅前



鳩へのエサやりは迷惑行為です！
まずは駅前に禁止看板を設置

赤塚5丁目



長い階段に手すりを設置
少しでも歩行の助けになれば！

みなさんのご意見・ご要望をお気軽にお聞かせください。



2020年に五輪開催を控える都内では、高級ホテルやビジネスホテルなどの建設が急ピッチで進められています。ただ多様な客層を取り込むことは難しく、リーズナブルな料金で泊まれる施設も確保しておく必要もあります。さらに外国人旅行客は、安価で泊まれることだけでなく、地域での生活を体験したいと日本を訪れています。こうしたことを背景に、自分の所有・管理している自宅や部屋を有償で貸し出す「民泊」への注目が高まっています。

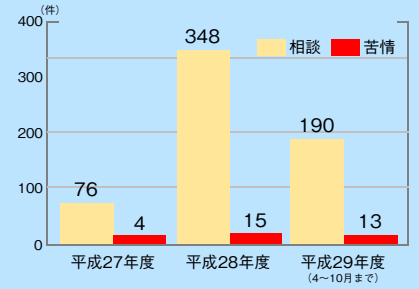
ただし、これまで民泊は大田区の特区内に限りは、旅館業法という「簡易宿所」として都道府県知事の許可を得る必要がありました。許可のためにはホテルに準じるものとして、フロントを設置する義務が課されており、現実的ではありませんでした。その結果、旅館業法の届け出もせず、許可も受けない状態で宿泊希望者を泊める家主が多く出現。いわゆる「ヤミ民泊」の広がりです。米国のエアビーアンドビー(Airbnb)という日本語版サイトを覗くと、板橋区内でも既に民泊できる場所が簡単に検索できます。ところが、このヤミ民泊については、騒音やゴミ出しなどを巡る地域住民とのトラブルが多く発生し、一部では違法薬物の受け渡し場所に使われるなどの問題も起きています。住民の不安は高まるばかりです。

実際に板橋区内でも相談や苦情の件数が急増していることが右のグラフからも分かります。

民泊新法が施行

こうした状況を受け、国は2017年6月に民泊のルールを定めた住宅宿泊事業法(民泊新法)を制定し、2018年6月に法案成立し民泊がついに解禁される見通しとなっています。今年(2019年)の6月からは旅館業法の簡易旅館でなくても、住宅宿泊事業法(民泊新法)により、住宅やマンションでも宿泊施設にすることが合法的に可能となります。法律では、年間180日までの上限規定はありますが、今までと比べればかなり緩和された要件での開業が可能となります。そこで、地方自治体はトラブルを未然に防ごうと、独自に年間の営業できる日数を60日以内に抑えたり、住居地域では平日の宿泊を禁止するなどの条例を制定し、地域の実情に合わせた規制を行う動きが多く見られています。

■民泊・簡易宿所への相談・苦情件数(板橋区)



板橋でも動き出す

さて、板橋区ではどうなっていくのでしょうか？ 下記のような一定の制限を設ける条例の制定が予定されています。

板橋区の条例の骨子(案)

住宅専用地域においては、日曜日正午から金曜日正午までを規制し、原則禁止となります。平成30年度における年間の実施可能日数を試算すると、年間117日が可能となります。ただし、住居専用地域においても家主が居住するような場合は、近隣住民からの苦情などに即時に対応できるものと判断して規制の対象外とし、年間180日までの営業が可能となります。

■板橋区での民泊規制と他自治体の規制 (予定)

板橋区	住居専用地域は日曜正午～金曜正午の原則禁止 ※板橋区内の住居専用地域の割合は38%
太田区	住宅地や工業地域は全面的に禁止 ※ホテルや旅館が営業できないエリアは認めない
中野区	住宅地でも駅周辺は規制対象外 ※住宅地は月曜正午～金曜正午までは原則禁止
横浜市	低層住宅地は月～木曜日の営業禁止 ※ホテルの稼働率が高く祝日や金曜日は規制を行わない